

道の駅靈山たけやま 農産物直売所委託販売基準

1. 販売委託者		1	道の駅靈山たけやまに登録したもの。町外業者の商品は中之条産に類似しない商品とする。
		2	所定の登録用紙に必要事項を記入し、たけやま館に提出する。
		3	委託者は一年間の納品がない場合に自動的に削除される。
2. 委託販売品		1	原則として自分で生産・加工・制作した農産物及び製品に限る。
3. 農産物（野菜、花等）		1	当日および前日に収穫したもので、原則として1日で販売可能な量とするため、数量は販売状況に応じて従業員に相談した上で搬入する。
		2	最盛期のものは、搬入量に制限をかけることがある。
		3	袋詰め、パック詰め、またはテープを掛け、その上に生産者ラベル（バーコード）を平に剥がれないように貼る。その際、道の駅 靈山たけやまに登録されていないバーコードの印刷がされているものは、その上に重ねて生産者ラベルを貼る。
		4	農産物等を販売する上での必需品は、販売委託者が用意する。（例えば：タケノコに必要な米ぬか等）
		5	精米は農産物（野菜、花等）扱いとする。
4. 加工食品類		1	製造販売許可書等の写しを提出し、道の駅靈山たけやま駅長の承認を得るものとする。
		2	製品には法律に基づく食品表示（商品名、原材料、原産地名、内容量、賞味期限等、製造者名・住所・電話番号）を表示の上、搬入する。
5. 搬入		1	委託販売品の搬入時及び回収時には、必ずたけやま館の従業員に声をかけること。
		2	搬入時に納品書（メモ用紙でも可）をたけやま館の従業員に渡し、生産者ラベルの発行を依頼する。納品者が発行されたラベルを商品に貼り、所定の場所に陳列する。ラベル発行前の商品を陳列棚に並べてはいけないものとする。
		3	納品書には、納品日、生産者名、商品名、数量、販売価格を明記すること。
		4	販売価格は、原則として納品者の希望する適正価格とする。 但し、商品の状態、販売状況によってはたけやま館の従業員が価格調整を要請する場合もある。
		5	搬入時間は原則として次の通りとする。 ・ 8時40分～閉店時間まで ・ 事故防止の観点から混雑する時間帯（11時～13時）の納入は避けること。 なお、10時を過ぎたら搬入口をポールで閉鎖しますので搬入する場合は自分で開閉をすること。 ・ 品切れ等の場合には随時納品すること。
6. 回収	農産物（野菜・花等）	1	売れ残った商品については、納品者が営業時間内に引き取ることを原則とする。 なお、商品の確認については2～3日に一度、納品者が責任をもって行うこと。
		2	閉店時間までに引き取りがない場合、たけやま館で処分することができるものとする。 廃棄した商品の補償は行わないものとする。
		3	引き取り条件については納品者の承諾の上、別途取扱細則を定めることができる。
	加工品	1	商品の回収が必要ない場合でも、商品の確認については最低でも1週に一度、納品者が責任をもって行うこと。
		2	納品者は商品の賞味期限が過ぎる前に回収をすること。
		3	商品に傷みが生じた場合には、道の駅 靈山たけやまで処分することができる。 廃棄した商品の補償は行わないものとする。
	工芸等製品	1	製品の確認については最低でも1ヶ月に一度、納品者が責任をもって行うこと。
		2	製品に破損等が生じた場合はたけやま館で保管しておくので、確認の際に引き取る。

7. 商品の管理	1	委託中の商品管理は道の駅霊山たけやまで行うが、ディスプレイ中や保管中に自然に起こる商品の劣化、日焼け等について責任は負えないものとする。
	2	天災やお客様による破損など、不可抗力による商品の損失または損害に関して責任は負えないものとする。
	3	商品の在庫管理については、原則として販売者が自己管理をすること。
	4	在庫確認により盗難・紛失の疑いが生じた場合については、販売者からの申し出により道の駅霊山たけやまが確認をし、販売価格の5割の支払を補償する。(補償期間は納品から3ヶ月以内とする。)
8. 清算	1	道の駅 霊山たけやま内で販売した委託品の清算は、当月末に締めて販売手数料、ラベル代等を差し引いて、翌月15日に指定口座に入金する。 但し、指定金融機関が休業日の場合は、その翌日に入金する。
		販売手数料は、原則として次の通りとする。
	2	・ 農産物(野菜、花等)は10% ・ 加工食品類と工芸等製品は20%
	3	生産者ラベル代は、原則として次の通りとする。 ・ 農産物(野菜、花、民芸品、工芸品等)ラベル(50mm×30mm)は1枚2円 ・ 加工食品類ラベル(50mm×60mm)は1枚4円
	4	支払明細書はたけやま館で保管しておくので、毎月13日以降の納品時に受け取る。
	5	一年以内に支払明細書の引き取りがない場合には、たけやま館で処分できるものとする。 また、処分した明細書の再発行は行わないものとする。
9. その他	1	道の駅 霊山たけやまの敷地内において生産者及び納品者が消費者との直接販売を行うことを禁止する。
	2	道の駅 霊山たけやま敷地内の事故に対し、中之条町は一切責任を負わないこととする。
		搬入及び回収時の自動車等の駐車場所については次の通りとする。
	3	・ 道の駅霊山たけやまの営業時間内は一般駐車場を利用し、お客様通路には駐車しないこと。 ・ 営業時間 4月～11月 9時から16時30分 12月～3月 9時から15時30分
	4	販売後の商品に問い合わせや苦情があった場合、道の駅霊山たけやままで受付け、生産者及び納品者に連絡する。連絡を受けたら責任を持って対応すること。
	5	まぎらわしい商品名、内容説明をしないこと。
	6	商品は良質、安価に努めること。 商品に不良が見つかった場合、職員が全商品を売り場から撤去することができるものとする。生産者または納品者が全商品の確認を行った後に売り場に戻すこととする。
	7	農産物並びに農産物加工品の農作物栽培管理記録(栽培履歴)を提出すること。
	8	この規約を逸脱する行為がある場合には、道の駅 霊山たけやまの運営上出荷停止をすることもある。
	9	この規定に定めるもののほか、必要な事項は道の駅において定め関係者へ通知する。
	10	道の駅霊山たけやまの運営方針の変更により委託販売登録者を取り消すことができる。ただし、その場合、道の駅霊山たけやまは2ヶ月前までに登録者に通知するものとする。

附則 この基準は、令和7年3月1日より適用する。